

## 会 則

### <名称>

第1条 この団体は名称を「靈南坂スカウトクラブ」(以下「本クラブ」と略)とする。

第2条 本クラブの事務局を日本基督教団靈南坂教会内に設置する。

### <目的>

第3条 本クラブは、会員相互の親睦を図り、併せて靈南坂スカウト団を支援し、もってスカウト活動の発展に資することを目的とする。

### <事業>

第4条 本クラブは前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦を図るための事業
2. 靈南坂スカウト団の行う行事・事業に対する支援と協力
3. その他本クラブの目的を達成するための事業

### <会員>

第5条 本クラブの会員は次の通りとする。  
靈南坂スカウト団に関わった者で本クラブの目的に賛同する者。

### <特別会員>

第6条 本クラブに役員会の議を経て、特別会員をおくことが出来る。特別会員は入会金、及び会費を徴収されないものとする。

### <入会>

第7条 本クラブに入会しようとする者は、所定の入会金と会費を添えて申し込むものとする。

### <入会金及び会費>

第8条 前条の入会金及び会費は次の通りとする。

入会金 金 1, 0 0 0 円  
会 費 ・ 金 3, 0 0 0 円 (年額)  
・ 同居家族(住所が同じ)会員 金 2,000 円(年額)

◇2版

### <賛助金>

第9条 靈南坂スカウト団(本クラブ)を支援するために、賛助金を徴収することが出来る。

### <役員>

第10条 本クラブに次の役員をおく。

会長 1名  
副会長 2名  
役員 10名以上  
会計 2名以上  
監事 2名

### <役員任期>

第11条 役員任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

### <会議>

第12条 本クラブにおいて、会議は総会及び役員会とし、いずれも会長が招集する。

### <総会>

第13条 総会は、次の事項を発議し決定する。

1. 年間行事計画及び会計予算書
2. 年間行事報告及び会計決算
3. 役員選出
4. 会則変更の承認
5. その他重要事項

### <役員会>

第14条 役員会は役員をもって構成し、本クラブの会務を処理する。

### <事業及び会計年度>

第15条 本クラブの事業及び会計年度は、毎年1月1日より開始12月31日をもって終了する。

### <経費>

第16条 本クラブの経費は、入会金及び会費、その他をもって支弁する。

### <付則>

第17条 本クラブの会則に疑義が生じたときは、総会がこれを決する。  
本クラブの会則は1994年2月27日より発効する。

以上

履歴 '94/02/27 初版発行

'12/03/24 改版2 同居家族会員の会費